株式会社manebi　定款

定款

第１章　総　則

(商　号)
第１条　当会社は、株式会社manebiと称し、英文ではmanebi Inc.と表示する。

(目　的)
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
１．インターネットビジネスの企画、開発及び運営
２．ＥＣ（電子商取引）サイトの企画、制作、運営及び管理並びにＥＣに関するプラットフォーム事業
３．ＥＣに関するコンピュータシステムの企画、開発、販売、賃貸、保守及びコンサルティング
４．ウェブサイト及びウェブコンテンツの企画、制作、デザイン、販売、運営、保守及び管理並びにそれらのコンサルティング
５．インターネットを利用した広告、宣伝、マーケティング及びセールスプロモーションに関する業務
６．イーラーニングに関するコンテンツの企画、立案、制作、配信、販売及びコンサルティング
７．教育訓練事業
８．求人及び採用活動に関する広告、宣伝及びコンサルティング
９．経営指導に関するコンサルティング
１０．経営指導セミナーの企画・開催
１１．書籍・雑誌の企画・制作・出版
１２．コンピュータシステムの設計およびコンピュータソフトの開発・販売・メンテナンス
１３．労働者派遣事業
１４．有料職業紹介事業
１５．警備業法に基づく警備業
１６．前各号に関連する業務並びに財務、経理、人事、労務、総務、法務等の会社管理に関する支援、指導及び業務受託
１７．前各号に附帯又は関連する一切の業務

(本店の所在地)
第３条　当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関の設置)
第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
１．取締役会
２．監査役
３．監査役会

(公告の方法)
第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株　式

(発行可能株式総数)
第６条　当会社の発行可能株式総数は、９，７６７，６００株とする。

（自己の株式の取得）
第７条 当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）
第８条　当会社の単元株式数は、１００株とする。

（単元未満株式についての権利）
第９条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
１.会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利
２.会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利
３.株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）
第１０条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
２ 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。
３ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規程）
第１１条　当会社の株式に関する取扱い及びその手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株主総会

(招集)
第１２条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）
第１３条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年７月３１日とする。

（招集権者及び議長）
第１４条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
２ 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）
第１５条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
２ 当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)
第１６条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２ 会社法第３０９条第２項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）
第１７条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。
２ 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（株主総会議事録）
第１８条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第４章　取締役及び取締役会

（取締役の員数）
第１９条　当会社の取締役は９名以内とする。

（取締役の選任方法）
第２０条　取締役は、株主総会において選任する。
２ 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
３ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)
第２１条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２ 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)
第２２条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
２ 取締役会は、その決議によって、取締役会長及び取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）
第２３条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
２ 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）
第２４条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２ 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の方法）
第２５条　取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）
第２６条　当会社は、会社法第３７０条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会議事録）
第２７条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（取締役会規程）
第２８条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）
第２９条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除及び責任限定）
第３０条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
２　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第５章　監査役及び監査役会

（監査役の員数）
第３１条　当会社の監査役は、５名以内とする。

（監査役の選任方法）
第３２条　監査役は、株主総会において選任する。
２ 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)
第３３条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２ 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）
第３４条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）
第３５条　監査役会の招集通知は会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２ 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議の方法）

第３６条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会議事録）
第３７条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（監査役会規程）
第３８条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の報酬等）
第３９条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除及び責任限定）
第４０条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
２　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第６章　計算

（事業年度）
第４１条　当会社の事業年度は、毎年８月１日から翌年７月31日までの１年とする。

（剰余金の配当の基準日）
第４２条　当会社の期末配当の基準日は、毎年７月31日とする。
２ 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）
第４３条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年１月31日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）
第４４条　配当金が支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2013年８月23日　制定
2014年10月27日　改訂
2019年３月20日　改訂
2020年２月20日　改訂
2020年８月18日　改訂
2021年７月６日　改訂
2021年９月24日　改訂
2021年12月24日　改訂
2022年10月25日　改訂
2023年10月25日　改訂
2024年10月31日　改訂

2025年７月１日　改訂
2025年10月30日　改訂
2025年12月26日　改訂
2026年１月１日　改訂
2026年３月24日　改訂
2026年10月29日　改訂
2026年11月１日　改訂